

高松市豊かな住まいづくり条例（仮称）（案） について御意見を募集します！

募集の趣旨

本格的な人口減少が現実のものとなる一方で、本市では、郊外部における住宅開発や都市部でのマンション建設などにより、世帯数より住宅戸数が大幅に上回っている状況が進んでおり、空き家の増加など住宅に関する課題が顕在化しています。

今回、コンパクトで持続可能なまちづくりに向けて、空き家等の利用促進など、総合的な住宅施策の推進や、良好な住環境の形成に取り組むための基本指針となる「高松市豊かな住まいづくり条例（仮称）」の案を取りまとめましたので、市民の皆様から御意見・御提案をいただき、条例制定に役立てるものです。

募集期間

令和元年12月18日（水）から令和2年1月24日（金）まで

資料の閲覧場所等

「高松市豊かな住まいづくり条例（仮称）の原案とその考え方」については、下記の場所などで閲覧が可能です。また、御意見等の提出様式についても入手できます。

○ 高松市ホームページ

（http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/machidukuri/toshi/compact/yutakana/yutakana_pubcom.html）

○ 市役所（市民相談コーナー（1階）、住宅・まちづくり推進室（9階）、情報公開コーナー（11階））

○ 各総合センター・支所・出張所

○ 各コミュニティセンター（総合センター・支所・出張所併設の施設を除く）

御意見の提出方法

高松市役所都市整備局 都市計画課 住宅・まちづくり推進室に提出してください。

（持参される場合は、土日祝日を除く平日の8時30分から17時15分までをお願いします。）

また、郵送やFAX、電子メールでも提出できます。

○ 郵送 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市役所9階 都市整備局都市計画課 住宅・まちづくり推進室

○ FAX 087-839-2452

（なお、電話による御意見の受付は行いませんのでご了承ください）

○ 電子メール toshikei@city.takamatsu.lg.jp

御意見等の公表

お寄せいただいた御意見等につきましては、住所・氏名等の個人情報を除き、原則として公表します。なお、御意見等をいただいた方に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

※ 個人情報の取扱い

皆様方から提出された御意見の公表は、高松市情報公開条例及び高松市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱い、管理します。

担当課：問合せ先

高松市都市整備局都市計画課住宅・まちづくり推進室 TEL：087-839-2136

豊かな住まいづくり条例(仮称)(案)について

【御意見等記入用紙】

※印の項目については、差し支えなければ、御記入ください。

氏名(必須)	(フリガナ)
住所(必須)	〒
※ 電話番号	

豊かな住まいづくり条例(案)について
(御意見等とその理由等についても記載してください。)

御協力ありがとうございました。

高松市 都市整備局 都市計画課 住宅・まちづくり推進室

TEL 087-839-2136 FAX 087-839-2452